職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項（法第八条の二第二項に規定する募集実施要項をいう。以下同じ。）（同条第五項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。）について、別記様式第六により行うものとする。

［一～十三　略］

十四	消費者庁
十五	こども家庭庁
十六	デジタル庁
十七	［略］
十八	［略］
十九	［略］
二十	［略］
二十一	［略］
二十二	［略］
二十三	［略］
二十四	［略］
二十五	［略］
二十六	［略］
二十七	［略］
二十八	［略］

附　則

（施行期日）

［1　略］

（経過措置）

2　復興庁が廃止されるまでの間における第四条の規定の適用については、同条中「十六　デジタル庁」とあるのは、「十六の二　復興庁」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国家公務員退職手当法附則第十二項、第十四項及び第十六項の規定による退職手当の基本額の特例等に関する内閣官房令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法附則第十二項、第十四項及び第十六項の規定による退職手当の基本額の特例等に関する内閣官房令（令和四年内閣官房令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法附則第十二項第一号に規定する内閣官房令で定める者） **第一条**　国家公務員退職手当法（以下「法」という。）附則第十二項第一号イに規定する内閣官房令で定める職員、同号ハに規定する内閣官房令で定める国会職員及び同号ニに規定する内閣官房令で定める隊員は、次に掲げる者とする。 ［一・二　略］	（法附則第十二項第一号に規定する内閣官房令で定める者） **第一条**　国家公務員退職手当法（以下「法」という。）附則第十二項第一号イに規定する内閣官房令で定める職員、同号ハに規定する内閣官房令で定める国会職員及び同号ニに規定する内閣官房令で定める隊員は、次に掲げる者であって一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に規定する行政職俸給表㈡の適用を受けるものとする。 ［一・二　同上］